

研究データの取扱いに関するNICTのガイドライン

国立研究開発法人情報通信研究機構

第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）の取組として、公的資金による研究データの管理・利活用の推進が挙げられており、内閣府から「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）が示された。これを踏まえ、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）が研究資金を配分し実施する研究開発等において得られた研究データの取扱いについて、以下のとおりとりまとめた。

1. 研究データの取扱い

研究開発の研究活動計画に責任を負う研究者（以下「責任者」という。）は、データマネジメントプラン（以下「DMP」という。）に基づき、研究開発によって作成された研究データ（以下「研究データ」という。）を適切に保存・管理するものとする。また、所属機関又は研究コミュニティが研究データの保存等に関するガイドライン等のルールを定めている場合、そちらも参照すること。

研究データのうち研究成果論文のエビデンスとなる研究データは原則として公開する。同時に、それ以外の研究データについても公開することを期待する。ただし、研究データの中には公開に当たり特別な配慮を要するものがあることから、公開の対象外とするなど適切な対応を求める。また、責任者は、管理対象データ¹にNICTが定めたメタデータ（別表 メタデータ項目参照）を付与するものとする。

（1）適用時期

2024年度から研究開発が開始される公募から適用する。

（2）対象となる研究開発

NICTが研究資金を配分して実施する全ての研究開発。

（3）DMP作成にかかる事項

DMPとは、研究者が自身で実施する研究開発において研究成果として生じる研究データの取扱いを定めるものであり、具体的には、当該研究データの保存・管理、公開・共有・非公開、公開範囲等に関する方針や計画について記載したものを指す。

DMPは、責任者が提案書書類の別紙「データマネジメントプラン（DMP）」の様式を用いて作成し、応募の際にNICTに提出しなければならない。また、研究開発開始後に、想定し得なかったデータが取得若しくは収集される場合又は提出しているDMPに記載の取扱いに変更が生じた場合は、必要に応じて、研究開発期間内であってもDMPを追加又は修正することができる。

（4）研究データの保存・管理にかかる事項

¹ 研究データのうち、管理・利活用の対象として、DMP等において責任者がその範囲を定めるもの

研究データの保存・管理は、研究データの公開を進めるための前提であり、研究開発終了後の継続的なデータ保存等の可能性を考慮し、DMPに従って適切に対応することを求める。

(5) 研究データの公開に係る事項

事項	内容
公開の定義	<p>「公開」とは、利用者を制限することなく開放することを意味する。ただし、研究データの中には、その公開に当たり特別の配慮を要するものも含まれており、こうした研究データについては公開の対象外となる。</p> <p>①非公開 ②共有（アクセス権を付与された限定された者に利活用可能な研究データを供すること） ③公開 各分野における研究の特性や状況、研究の発展、社会・経済への貢献等を踏まえ、このような公開対象外の取扱い方法も含め、DMP 上で具体的に定める。</p>
公開の対象外とする研究データ	<p>公開の対象外には以下のものがある。また、所属機関又は研究コミュニティにおいて研究データの保存等に関するガイドライン等のルールを定めている場合は、そちらも参照すること。</p> <p>○非公開とができるデータの例 ・機密保持、企業秘密、国益又は国家安全保障に関わるデータ² ・研究成果の商用化・産業化を目的として収集されたデータ ・民間企業が保有するデータ ・共同研究契約等で研究成果の公開に制限があるデータ ○公開を制限すべきデータの例 ・個人のプライバシーの観点から保護が必要なデータ ・財産的価値の観点から保護が必要なデータ なお、公的資金と民間資金との共同研究により得られた研究データや、民間企業も参画する公的研究拠点における研究により得られた研究データの取扱いについては、関係者の合意を尊重すること。</p>
公開の方法	研究成果の利活用促進の観点から、研究データは国立情報学研究所が整備を進める研究データ基盤システム ³ 、既存の公共データベースや学協会で整備されているリポジトリ等、分野で標準とされているデータベースへ登録し、公開することが望ましい。適切な公的データベース等がない場合は、大学等の機関リポジトリを利用する方法もある。また、研究成果論文発表先の学術誌等がデータの登録リポジトリを提示している場合もある。
公開までの猶予期間	研究データの公開に当たっては、研究者の権利保護等の観点から必要に応じ公開までの猶予期間を設けるなどの配慮が必要となる場合がある。具体的な猶予期間の設定は、責任者の判断による。

² 研究データの公開については、外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理上の規制（<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>）についても留意すること。

³ 「NII 研究データ基盤（NII Research Data Cloud）の概要」（国立情報学研究所オープンサイエンス基盤研究センター） <https://rcos.nii.ac.jp/service/>

(6) 研究データの利用ルールの表示

データを作成した研究者のインセンティブを確保する観点から、研究データの公開に当たっては、第三者による研究データの利用ルールを明示し、研究者が不利益を被ることなく利活用を円滑化することが望ましい。

今後、研究データの利活用等の促進に当たっては、研究データの管理に用いる手法や形式を適切に選択することが重要であり、各研究分野で推奨されるデータ及びそのメタデータに用いる形式に則り管理されるよう留意することが望ましい。

(7) 管理対象データへのメタデータの付与

責任者は、管理対象データにNICTが定めたメタデータ（別表 メタデータ項目参照）を付与するものとする。

なお、メタデータとは、一般にデータを説明するための情報から構成されるデータであり、研究データの名称、研究データの説明、研究データの管理者及びその連絡先、研究データの所在場所、研究データの保存・公開・共有の方針等の情報を含む。

2. その他

NICTは、研究成果の取扱い状況等についてモニタリングを行うために、研究者等に協力を求める場合がある。

メタデータ項目

項目	備考
1 資金配分機関情報	NICT
2 体系的番号におけるプログラム情報コード	※未設定のため空欄。将来設定された場合に記載
3 プログラム名	革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業 社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム／要素技術・シーズ創出型プログラム／電波有効利用研究開発プログラム
4 体系的番号	【国コード：JP】+【e-Rad 事業コード：J012368】+【C】+【採択番号(5桁)】(15桁)を記載
5 研究開発課題名	提案課題名を記載
6 データ No.	【採択番号(5桁)】+【_D(半角アンダーバー+D)】+【001(3桁)】
7 データの名称	学会資料、報告資料、測定結果など、研究データの内容が推測できない名称は避ける
8 掲載日・掲載更新日	メタデータの掲載日・掲載更新日
9 データの説明	データの内容を端的に記載
10 データの分野	e-Rad の研究分野（主分野）
11 データ種別	研究データ基盤システム上では、通常は「データセット」を基本とするが、データの特性に応じて「データセット」以外の種別を選択
12 概略データ量	1GB 未満、1GB 以上 10GB 未満、10GB 以上 100GB 未満、100GB 以上等の区分により記載
13 管理対象データの利活用・提供方針	無償／有償、ライセンス情報、その他条件（引用の仕方等）等を記載
14 アクセス権	公開／共有／非共有・非公開／公開期間猶予から選択
15 公開予定日	公開期間猶予を選択した場合、公開予定日を記載
16 リポジトリ情報	現在のリポジトリ情報又は研究開発後のリポジトリ情報を記載
17 リポジトリ URL・DOI リンク	情報があれば記載
18 データ作成者	管理対象データを作成した研究者の名前を記載
19 データ作成者の e-Rad 研究者番号	管理対象データ作成者の e-Rad の研究者番号を記載
20 データ管理機関	各データを管理する研究開発を行う機関の法人名を記載
21 データ管理機関コード	データ管理機関のコードを記載
22 データ管理者	データ管理組織において各管理対象データを管理する担当者の名前を記載
23 データ管理者の e-Rad 研究者番号	管理者の e-Rad の研究者番号を記載 e-Rad 研究者番号を取得していない管理者は記入不要、取得している場合は必須（非公開にすべき事由がある場合を除く）
24 データ管理者の連絡先	データ管理者の所属機関の所在地、電話番号及びメールアドレス等を記載
25 備考	必要に応じ記載（任意）